

浜田市企業職員の給与支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 8 月 14 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市上下水道事業管理規程第 3 号

浜田市企業職員の給与支給規程の一部を改正する規程

浜田市企業職員の給与支給規程（平成 17 年浜田市水道事業管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項各号列記以外の部分中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 1 号中「710 円」を「950 円」に改め、同項第 2 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 3 号中「710 円」を「950 円」に改め、同項第 4 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の浜田市企業職員の給与支給規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。